

# 電子申告・納税の促進について

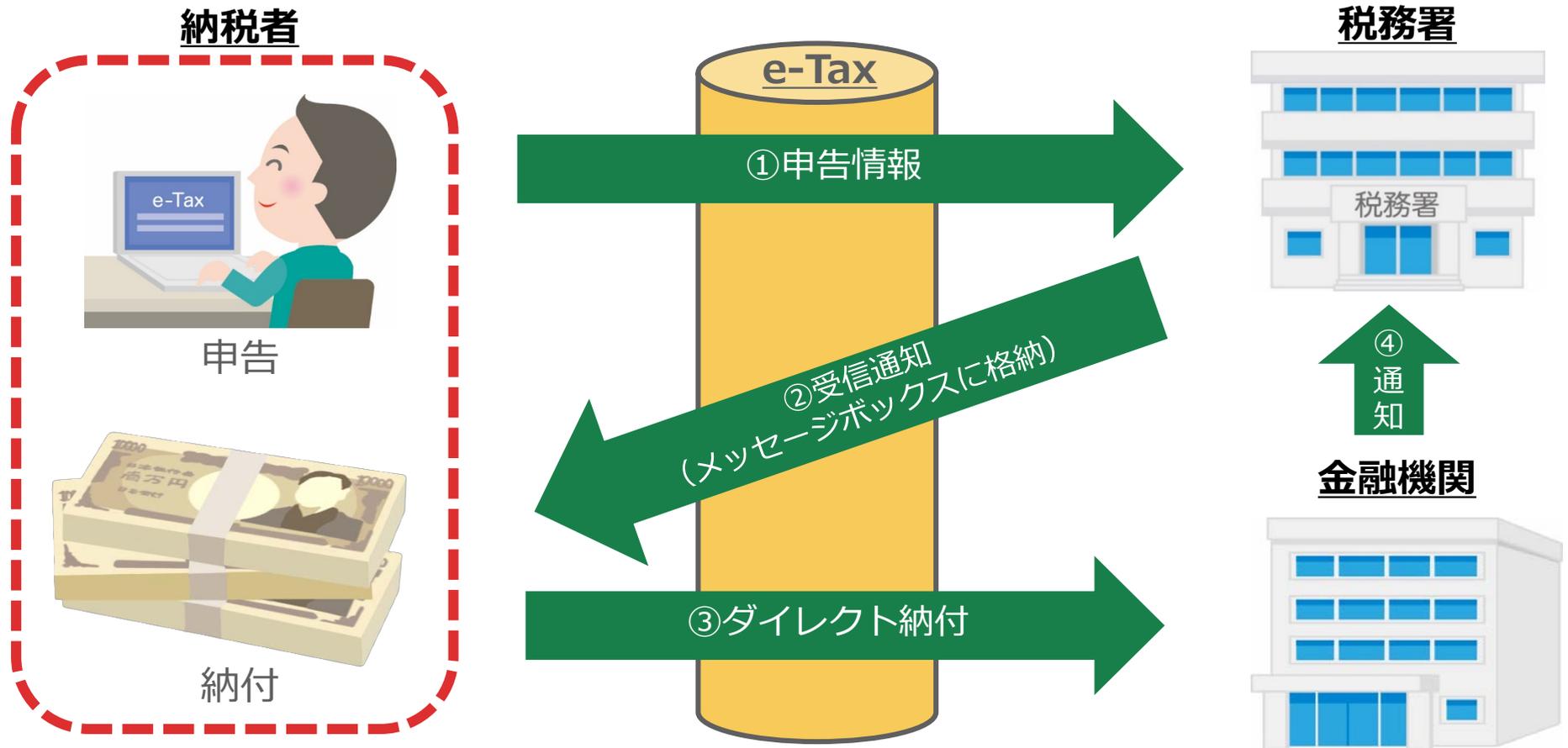
令和 2 年 3 月 9 日  
国 税 庁



# オンラインによる国税の申告・納付のイメージ

(e-Taxによるダイレクト納付の場合)

国税の申告・納付は、e-Taxで申告データを送信した後、続けてダイレクト納付（預貯金口座からの振替）を行うことにより、オンラインで簡単に行うことができる。



※ 事前にe-Tax利用開始届及びダイレクト納付の利用届出の提出が必要

# スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで所得税の確定申告書が作成できます。



## スマホで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。

※スマホ専用画面は、令和元年分のみ利用可能です。

## e-Taxで手続き完結

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方も、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

○スマホ専用画面の利用対象者 ※下線部は令和元年分から追加した点

項目	令和元年分
収入	給与所得の全て（年末調整済1か所、 <u>年末調整未済</u> 、2か所以上の勤務先からの収入） 雑所得（年金収入、副業の収入など）、 <u>一時所得</u> （生命保険の一時金など）
所得控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成30年度の利用率：法人税申告 84.3%(法人税申告のうち大法人 73.1%)、所得税申告 57.9%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。  
（令和2年4月1日以後開始する事業年度について適用）

## 大法人の電子申告義務化

- 大法人(※1)は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

(※1)内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき(※2)は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

(※2)サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

## 申告データの円滑な電子提出のための環境整備

### ① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

### ② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

### ③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

### ④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

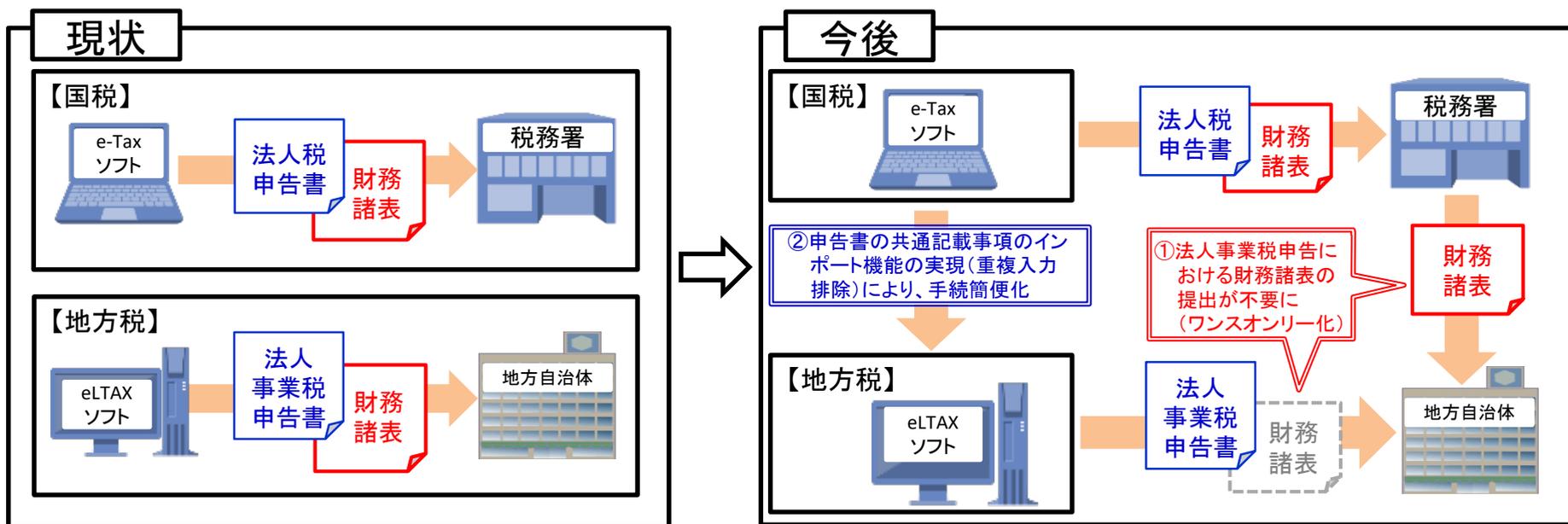
- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

### ⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

# 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化等

- ① 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化、  
法人設立関係手続の申請データ一括作成・電子的提出の一元化
- ② 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除



# 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

## これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付【平成21年9月導入済】
- クレジットカード納付【平成29年1月導入済】
- QRコードを利用したコンビニ納付【平成31年1月導入済】



## 今後の取組

- ダイレクト納付等の利用拡大  
地方税共通納税システム（令和元年10月導入）を機に、さらにダイレクト納付等のキャッシュレス納付を推進。
- 既存の納付手段の改善  
ダイレクト納付及び振替納税の利用開始届出について、e-Taxを利用した電子化を図る。
- 新たな納付手段の提供  
情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。